

■ 一般環境中のダイオキシン類測定結果（令和2年度）

福岡市環境局環境保全課では、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、一般環境中のダイオキシン類を測定しています。令和2年度は、全ての地点において環境基準を達成しました。

1 大気（市内7地点）（環境基準値 0.6 pg-TEQ/m³ 以下）

（単位：pg-TEQ/m³）

東区 香住ヶ丘	博多区 吉塚	中央区 天神	南区 塩原	城南区 長尾	早良区 西新	西区 田尻
0.012	0.014	0.014	0.0091	0.0092	0.0099	0.013

2 公共用水域水質（市内の主要11河川及び博多湾）（環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下）

ア 河川

（単位：pg-TEQ/L）

浜田橋 （唐原川）	名島橋 （多々良川）	千鳥橋 （御笠川）	那の津大橋 （那珂川）	旧今川橋 （樋井川）	室見橋 （室見川）
0.13	0.20	0.070	0.10	0.082	0.25

興徳寺橋 （名柄川）	壱岐橋 （十郎川）	上鯰川橋 （七寺川）	玄洋橋 （江の口川）	昭代橋 （瑞梅寺川）
0.15	0.091	0.14	0.97	0.42

イ 博多湾

（単位：pg-TEQ/L）

東部海域 （E-2）	中部海域 （C-4）	西部海域 （W-3）
0.046	0.043	0.041

3 公共用水域底質（市内の主要 11 河川及び博多湾）（環境基準値 150 pg-TEQ/g 以下）

ア 河川

（単位：pg-TEQ/g）

浜田橋 （唐原川）	名島橋 （多々良川）	千鳥橋 （御笠川）	那の津大橋 （那珂川）	旧今川橋 （樋井川）	室見橋 （室見川）
1.8	0.28	0.48	2.1	0.17	0.17

興徳寺橋 （名柄川）	壱岐橋 （十郎川）	上鯰川橋 （七寺川）	玄洋橋 （江の口川）	昭代橋 （瑞梅寺川）
3.3	0.41	0.15	0.98	0.61

イ 博多湾

（単位：pg-TEQ/g）

東部海域 （E-2）	中部海域 （C-4）	西部海域 （W-3）
7.7	8.2	0.20

4 地下水（市内 3 地点）（環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下）

（単位：pg-TEQ/L）

博多区	南区	城南区	早良区
0.042	0.042	0.041	0.041

5 土壌（市内 4 地点）（環境基準値 1,000 pg-TEQ/g 以下）

（単位：pg-TEQ/g）

中央区	南区	城南区
0.0012	0.17	0.0011

■ 福岡市の事業場におけるダイオキシン類測定結果（令和2年度）

福岡市が管理するもしくは福岡市内に設置された清掃工場・埋立場、下水道終末処理施設で測定したダイオキシン類について、その結果をとりまとめました。

1 測定を行った施設

調査施設	事業場数
清掃工場（排ガス・ばいじん等）	4
埋立汚水処理場（処理水）	2
埋立場（周縁地下水）	3
下水道終末処理施設（排ガス・ばいじん等・排出水）	3
計	12

2 測定結果

2-1 清掃工場

(1) 清掃工場排ガス（排出基準値：炉ごとに異なる）

（単位：ng-TEQ/m³N）

	東部工場			西部工場		
	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
測定値	0.000060	0.000026	0.0023	0.0090	0.0017	0.013
排出基準値	0.1 以下			1 以下		

	臨海工場			玄界島焼却場
	1号炉	2号炉	3号炉	
測定値	0.037	0.014	0.011	1.5
排出基準値	1 以下			5 以下

(2) 清掃工場ばいじん (処理基準値 : 3 ng-TEQ/g 以下)

(単位 : ng-TEQ/g)

東部工場		西部工場		
1~3号炉共通		1号炉	2号炉	3号炉
0.00030		0.95	1.5	0.77

臨海工場			玄界島焼却場			
1号炉	2号炉	3号炉				
0.51	0.57	0.40	1回目	2回目	3回目	4回目
			0.45	0.49	0.49	1.1

(3) 清掃工場焼却灰 (処理基準値 : 3 ng-TEQ/g 以下)

(単位 : ng-TEQ/g)

東部工場			西部工場		
1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
0.00093	0.00058	0.000046	0.017	0.054	0.0056

臨海工場			玄界島焼却場		
1号炉	2号炉	3号炉	0.000037		
0.0085	0.0081	0.020			

(4) 清掃工場汚泥 (処理基準値 : 3 ng-TEQ/g 以下)

(単位 : ng-TEQ/g)

東部工場	西部工場		臨海工場	
洗煙系+プラント系	洗煙系	プラント系	洗煙系	プラント系
0.030	0.52	0.35	0.11	0.28

(5) 清掃工場放流水 (排出基準値 : 10 pg-TEQ/L 以下)

(単位 : pg-TEQ/L)

東部工場	西部工場	臨海工場
0.0035	8.6	0.0027

2-2 埋立場関係

(1) 埋立汚水処理場放流水（維持管理基準値：10 pg-TEQ/L 以下）

（単位：pg-TEQ/L）

東部汚水処理場	西部汚水処理場
0.074	0.00050

(2) 埋立場周縁地下水（地下水環境基準値（参考）：1 pg-TEQ/L 以下）

（単位：pg-TEQ/L）

伏谷埋立場		中田埋立場		今津埋立場	
上流	下流	上流	下流	上流	下流
0.026	0.044	0.041	0.029	0.042	0.029

2-3 下水道終末処理施設（法第 28 条に規定された自主測定結果）

(1) 下水道終末処理施設排ガス（排出基準値：炉ごとに異なる）

（単位：ng-TEQ/m³N）

	東部水処理センター		西部水処理センター		御笠川浄化センター
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
測定値	0.012	0.00088	0.0000012	0.0000010	0.00057
排出基準値	5 以下	1 以下	5 以下		0.1 以下

(2) 下水道終末処理施設ばいじん（処理基準値：3 ng-TEQ/g 以下）

（単位：ng-TEQ/g）

東部水処理センター		西部水処理センター		御笠川浄化センター
1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
0.0021	0.00043	0.000000096	0.000000099	0.000012

(3) 下水道終末処理施設焼却灰（処理基準値：3 ng-TEQ/g 以下）

（単位：ng-TEQ/g）

東部水処理センター	西部水処理センター	御笠川浄化センター
—※	—※	—※※

※流動床のため焼却灰は発生しない。

※※汚泥固形燃料化施設のため焼却灰は発生しない。

(4) 下水道終末処理施設排水（排出基準値：10 pg-TEQ/L 以下）

（単位：pg-TEQ/L）

東部水処理センター	西部水処理センター	御笠川浄化センター
0.00012	0.00024	0.00055

3 各測定値に関する問い合わせ先

- ・ 清掃工場（東部工場を除く。）に関する事 環境局工場整備課（TEL:092-711-4318）
- ・ 東部工場に関する事 環境局管理課（TEL:092-711-4511）
- ・ 埋立場関係に関する事 環境局施設課（TEL:092-711-4312）
- ・ 法 28 条の自主測定結果に関する事 環境局環境保全課（TEL:092-733-5386）

【備考】

1 単位

ng (ナノグラム) : 10 億分の 1 グラム

pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1 グラム

TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の毒性を換算した合計量

m³N (立方メートルノルマル) : 気体の 0℃, 1 気圧における体積

2 排出基準

(1) 清掃工場の排ガス中ダイオキシン類の大気排出基準

焼却能力 (時間当たり)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)		施 設	
	新設施設	既設施設	新 設	既 設
4t以上	0.1 以下	1 以下	東部	西部, 臨海
2t以上4t未満	1 以下	5 以下		
0.05t以上2t未満	5 以下	10 以下	玄界島	

(2) ばいじん・焼却灰・汚泥のダイオキシン類の処理基準

基準値 (ng-TEQ/g)		施 設	
新設施設	既設施設	新 設	既 設
3 以下	3 以下 以下の方法により処理を行う場合は適用しない ・セメント固化 ・薬剤処理 ・酸による処理	清掃工場 (東部) 玄界島焼却場 下水道終末処理施設 (東部(1基), 御笠川)	清掃工場 (西部, 臨海) 下水道終末処理施設 (東部(1基), 西部)

※清掃工場では、いずれの施設においてもばいじんについてはセメント固化または薬剤処理を行っています。

※東部工場は (株) 福岡クリーンエナジー、御笠川浄化センターは (公財) 福岡県下水道管理センターにより管理されています。

(3) 清掃工場, 下水道終末処理施設の水質排出基準及び埋立場処理水の維持管理基準

基準値 (pg-TEQ/L)	施 設
10 以下	清掃工場 (東部, 西部, 臨海) 下水道終末処理施設 (東部, 西部, 御笠川) 埋立場処理水 (東部汚水, 西部汚水)